

港区立伝統文化交流館指定管理者募集に係る質問とその回答について

	質疑事項	公募要項・様式集・業務基準書・業務仕様書・該当ページ等		質問内容	回答
1	租税公課の考え方について	公募要項	3ページ	「(8)指定管理料等」に記載の支出実績について、光熱水費、修繕費、事業運営費、施設管理経費は税込金額でしょうか。または支出の消費税は、その他経費に内包されているのでしょうか。併せて、その他経費に含めるべき、租税公課詳細をご教示いただけますと幸いです。	光熱水費、修繕費、事業運営費、施設管理経費はいずれも消費税を含んだ金額です。租税公課は指定管理者が納付すべき消費税等の税金と契約書類に必要な収入印紙に要する経費です。経費の詳細は非公表です。
2	指定管理料等の内訳について	公募要項	3ページ	「(8)指定管理料等」に記載の支出実績について、費目内訳・金額をご提示いただけますでしょうか。	経費の詳細内訳は非公表です。各経費に算入する項目は、公募要項10～11ページの「4 運営経費等に関する事項」をご確認ください。
3	指定管理料の収入と支出の差額の取扱いについて	公募要項	3ページ	「(8)指定管理料等」に記載の収支実績について、収入と支出の差額はどのような取り扱いとなっているのでしょうか。例えば、令和4年度においては、収入80,183,454円で、支出74,066,141円と6,117,313円の差額があります。この差額分はどのような取り扱いとなっているのでしょうか。	収入と支出の差額は、指定管理者の経営努力によるものと認められる場合は返還を求めず、指定管理者の収益としています。令和4年度の差額6,117,313円は指定管理者の収益となります。
4	収入の考え方について	公募要項	12ページ	喫茶運営における、飲食代金は「その他収入(講座参加費等)」に含まれるという理解で相違ないでしょうか。また、飲食代金は指定管理者側で自由に設定できるのでしょうか。	喫茶運営における飲食代はその他の収入には含みません。現在、食材などの材料費は、参加者個人に直接かかる経費として、区の考え方に基づいて実費徴収しています。(12ページ(4)3行目) 飲食代金は、当該経費をもとに、指定管理者が設定します。